

国自安第59号
国自旅第241号
平成24年8月2日

公益社団法人日本バス協会会長
高速ツアーバス連絡協議会会長

あて (単名各通)

国土交通省
自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

高速ツアーバスにおける安全確保の再徹底について

高速ツアーバス等の安全確保については、本年4月29日に関越自動車道で発生した高速ツアーバスの重大事故を受け、5月から6月の期間に高速ツアーバス運行事業者等に対する重点的な立入検査等を実施したほか、6月11日には「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化」を策定し、それに基づき、今夏の多客期の安全確保のための緊急対策等を実施してきたところです。

しかしながら、本日（8月2日）午前4時10分頃、宮城県白石市の東北自動車道下り線において、乗客35名を乗せた高速ツアーバスが前方を走行していたトラックに衝突し、乗客35名が軽傷を負うという事故が発生しました。

高速ツアーバスについては、4月に重大事故が発生したばかりであり、また現在、今夏の多客期の安全確保のための緊急対策等の様々な対策を実施している最中であるにも関わらず、再びこのような重大な事故が発生してしまったこと、事故後に実施した立ち入り検査において、当該運行が交替運転者の配置基準に規定する乗務時間（運転者1人の1日の乗務時間は10時間まで）に違反している事が確認されたことは大変遺憾であります。

当該事故の発生原因については関係機関において調査中ですが、緊急対策のうち、特に交替運転者の配置基準は重要な項目の一つであるため、同種事故の再発を防止するためにも、交替運転者の配置基準の遵守をはじめ輸送の安全に万全を期すよう、貴会傘下会員に対して、再度周知徹底をお願い致します。